



まちの駅連絡協議会 総会資料

I. 平成 24 年度 まちの駅連絡協議会 事業報告

1. まちの駅取り組み状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

■ネットワーク型での取り組み数

平成 23 年度：69 地域、1581 駅

平成 24 年度新規入会駅数：3 地域、57 駅。

まちの駅ネットワーク東金	37 駅
伊那市中心市街地まちの駅	7 駅
小城まちの駅ネットワーク	3 駅

■単独施設での取り組み数

平成 23 年度：8 地域、10 駅

平成 24 年度新規入会駅数：11 地域、18 駅。

滝川市	住吉社会福祉精神保健合同会社 カフェ&ショップの駅ステラ・フラテロ
河西郡芽室町	芽室町役場 商工観光課商工振興係 めむろまちの駅
福島市	特定非営利活動法人 いいざかさポーターズクラブ まちの駅 温 café
鉾子市	特定非営利活動法人 いいざかさポーターズクラブ まちの駅 鉾子セレクト市場
墨田区	まちの駅 ぐりーんステーション・幸
逗子市	南町テラス
長岡市	片貝あられ・おせんべいの駅
美濃市	まちの駅 にわか茶屋
名張市	とれたて名張交流館運営協議会 まちの駅名張
多可郡多可町	多可町 まちの駅 たか
大分市	特定非営利活動法人さかのせき・彩彩カフェ まちの駅よらんせえ～

■平成 25 年 3 月 31 日現在 : 54 地域 1602 駅

※退会の理由:①高齢化のため維持が難しい ②ネットワークの資金がない 等の問題があげられました。

※ホームページ制作のため名簿を精査し、重複や実施活動していないところをチェックしました。

2. 全国大会

昨年 7 月 14 日～15 日に第 15 回まちの駅全国フォーラムを岩手県一関市千厩にて開催しました。参加者は 150 名。遠く沖縄からも大勢の方にお越しいただきました。震災から 1 年と 4 か月。今回のフォーラムでは、東日本大震災の被災地応援や東北観光博とまちの駅との連携、まちの駅間での物産交流について、皆さんに議論していただきました。

初日は、一ノ関駅から千厩駅までのまちの駅特別列車でのおもてなしから始まり、総会、会長挨拶、一関市長挨拶、菅原気仙沼市長による基調講演では、「近助」という言葉を紹介していただきました。その後 3 つのグループに分かれて、テーマ別討議を行い、その結果は「せんまや宣言」として採択されました。夕方からは、千厩酒のくら交流館での交流会。その後は千厩で 30 年続く「夜市」で二次会。サンバチームとの交流、まちの駅の物産の販売などもあり、大変盛り上がりました。翌日は 3 つのコースに分かれてエクスカッションへ。A コースは世界遺産平泉、B コースは被災地視察で気仙沼、C コースは千厩のまち歩きを楽しみました。



3. 情報交流の促進

①ホームページのリニューアル

まちの駅会員向けに発信してきた「まちの駅どっと混む」をリニューアルして、「まちの駅貼」を作成しました。

ならでは いっけい おもてなし

まちの駅貼

お問い合わせ

まちの駅とは？
おもてなしから探す
駅長さんから探す
トイレから探す
マチザイから探す

食べ歩きが好き
まちなかの駅 駅長 郡司孝志

地域から探す

中国
広島県(1) | 岡山県(2) | 香川県(15) | 鳥取県(2) | 山口県(2)

北陸
石川県(91) | 福井県(52) | 富山県(132)

甲信越
山梨県(2) | 新潟県(125) | 長野県(27)

九州・沖縄
福岡県(176) | 熊本県(2) | 長崎県(1) | 佐賀県(14) | 大分県(35) | 宮崎県(49) | 鹿児島県(111) | 沖縄県(50)

北海道・東北
北海道(20) | 青森県(2) | 岩手県(17) | 秋田県(5) | 宮城県(2) | 山形県(2) | 福島県(66)

関東
東京都(27) | 埼玉県(4) | 埼玉県(69) | 千葉県(32) | 茨城県(26) | 栃木県(22) | 群馬県(24)

四国
愛媛県(2) | 高知県(1) | 香川県(1) | 徳島県(2)

関西
大阪府(2) | 京都府(2) | 兵庫県(22) | 奈良県(4) | 和歌山県(135) | 岐阜県(45) | 三重県(9) | 奈良県(2) | 滋賀県(2) | 奈良県(2)

東海

Facebookもチェック

まちの駅連絡協議会
まちの駅 いいね!

329人がまちの駅連絡協議会について「いいね!」と言っています。

まちの駅連絡協議会
まちの駅連絡協議会とは
会則
年次報告

各種マニュアル・手続き
まちの駅設置要項
入会マニュアル
各種手続き書類ダウンロード

グッズ販売・ダウンロード
まちの駅オリジナルグッズ

まちの駅観光キャンペーン

平成 25 年 2 月 8 日 ~ 24 日

まちの駅全国ツアー in 千原

2013 7/14・15

まちの駅ニュース

●まちの駅HP「まちの駅貼」オープン!! (2013.04.22)

→ もっと見る

②まちの駅の情報誌の発行

2月にまちの駅ニュースレターを発行しました。



まちの駅連絡協議会ニュースレター
machinoeki times

2013 January vol.1
まちの駅連絡協議会
http://www.machinoeki.com
Tel 03-3553-7344
Fax 03-3553-7346

まちの駅全国フォーラム in 千歳を開催しました！

昨年7月14日～15日に第15回まちの駅全国フォーラムを岩手県一関市千歳にて開催しました。参加者は150名、遠く沖縄からも大勢の方にお越しいただきました。震災から1年と4か月、今回のフォーラムでは、東日本大震災の被災地応援や東北観光博とまちの駅との連携、まちの駅間での物産交流について、皆さんに議論していただきました。



左から、ドラゴンレールまちの駅特別列車での久任会長のアナウンス、菅原気仙沼市長の基調講演、グループ討議ワールドカフェ「東北支援を考えよう」

初日は、一ノ関駅から千歳駅までのまちの駅特別列車でのおもてなしから始まり、総会、会長挨拶、一関市長挨拶、菅原気仙沼市長による基調講演では、「近助」という言葉を紹介していただきました。その後3つのグループに分かれて、テーマ別討議を行い、その結果は「せんまや宣言」として採択されました。夕方からは、千歳酒のくら交流館での交流会、その後は千歳で30年続く「夜市」で二次会。サンパチームとの交流、まちの駅の物産の販売などもあり、大変盛り上がりしました。翌日は3つのコースに分かれてエクスカーションへ。Aコースは世界遺産平泉、Bコースは被災地視察で気仙沼、Cコースは千歳のまち歩きを楽しみました。



左上から時計回りで、グループ討議「観光交流」、千歳酒のくら交流館での「いざいや交流会」、歓迎の前つき、北関東チームのご挨拶（本庄の阿奈さん）、夜市のまわい、二日エクスカーション「東日本大震災復興状況視察コース」気仙沼の復興商店街で。

今年度は10月18日19日に福島市で開催します！

第16回まちの駅全国フォーラムは福島市で10月18日（金）～19日（土）で開催します。オール福島県で実行委員会を立ち上げて、楽しい企画を検討中です。みなさんのご参加をお待ちしております！

まちの駅全国フォーラムinふくしま実行委員会
(会長：作田謙太郎さん)

プロジェクト、いろいろ進行中！（事務局より）

①ホームページリニューアル：まちの駅のHP、「まちの駅どくと混む」が「ならでは いっぱい おもてなし まちの駅帖」としてリニューアルします。皆様にお答えいただいたアンケートをもとに、駅長さんの人となりや、おもてなし、とっておきの地域情報など、まちの駅「ならでは」のディープな情報を沢山お届けしたいと思っています。アンケート、まだまだお待ちしております！2月から順次UPしていきます。

②物産交流プロジェクト：まちの駅は「人」「もの」「情報」の交流拠点ですが、「もの」の交流があまり行われていません。そこで、各地の物産を紹介し合い、さらに可能な範囲で商品として扱っていくことを目指して「物産交流」推進プロジェクトを計画しています。25年度からは、7地域程度のまちの駅ネットワークで実験的に試行し、成果やコツを確認した上で、広めていきます！お楽しみに！

しおがま・まちの駅が復活！

3.11、東日本大震災の津波で被災した「しおがま・まちの駅」、仙台から電車で約30分の本塩釜駅前に、昨年9月28日に復興オープンしました。塩釜の物産を多数取り揃えています。まちの駅のみならず、ぜひお立ち寄りください！



宮城県塩釜市海岸通り5-6 022-367-9651(tel/fax) 写真はオープニングセレモニーの様子。

三重県のまちの駅が盛り上がっています！

これまで三重県にはいなべ市、松坂市にまちの駅がありました。昨年、名張市が加盟、尾鷲市でも今年度内に20駅程度のネットワークを発足させます。伊賀市の和菓子屋さんもご検討中です。特に尾鷲市では、今年度中の「まちの駅ネットワーク尾鷲」の開設を目指し、地域のブランド「尾鷲ヒノキ」を使った「まちの駅情報ラック」を製作中。まちの駅パンフレットを10冊程度置くことができ、展示と保管をコンパクトに兼ねた仕様です。A5～A4のサイズ違いで製作する予定。同じく「尾鷲ヒノキ」を使ったまちの駅看板や「まちの駅」のスタンプも企画中。尾鷲ヒノキの情報ラックは、全国のまちの駅の皆さんもご購入いただけます！三重県内でのまちの駅のこれからの展開に注目！！



尾鷲ヒノキを使ったまちの駅情報ラック

あけましておめでとうとございます

昨年は、東日本大震災の傷跡がまだ癒えないうちに東北地域を少しも元気づけようとして、全国フォーラムを岩手県一関市で開催し、遠くは九州・沖縄も含め、全国各地のまちの駅仲間にご参集いただきました。フォーラムにご参集いただきました。千歳地区の夜市も素晴らしい盛り上がりで、東北の底力を見せていただきました。励みに行きたつた方が、復興に尽力される地元の方に、逆に元気をいただけて帰ってきたという気持ちです。

また、東北観光博では、まちの駅をモデルにした「旅の駅」が設置されました。これを機に東北のまちの駅も増えて、全国のまちの駅同士の交流が広がれば、そこから新たな地域活動が芽生えるものも期待しています。

年末には政権交代があり、新たな国家の切り取りが動き出しました。しかしながら、地域の元気なくして国の元気はありません。今年も全国のまちの駅のおもてなしネットワークで現場の笑顔を増やして、地域から日本を元気にして行きますよ！

皆さまのますますのご活躍をご祈念申し上げます。

新潟県魚沼市長
まちの駅連絡協議会会長
久任時男

4. 物産交流、観光交流事業の促進

①まちの駅物産交流事業の検討

まちの駅同士が、各地の物産を紹介し合い、さらに可能な範囲で商品として取り扱っていくことを目指して「物産交流」の推進が提案され、平成24年度は、実験的に「物産交流事業」を展開するための検討を行いました。

担当役員と事務局で、商品を詰め合わせた5～7万円（卸価格）の製品セットを各地域のまちの駅ネットワークに作ってもらい、小売価格を提示して、B to Bの関係で「物産交流」の可能性を検討しました。

ネットワーク内の調整や継続化、商品の選出の仕方等、具体化に向けての課題が見えてきました。

②観光庁「東北観光博」事業

観光庁の東北支援事業として「東北観光博」が平成23年度後半からスタートし、平成24年度末まで開催されました。東北観光博の主要な仕組みであり、東北6県28ゾーンで展開されている「旅の駅」は、まちの駅のコンセプトをイメージして設置されたものです。

平成23年度には、観光庁やJTBコミュニケーションズの依頼を受け、旅の駅の認定業務などに協力しました。その結果として、東北6県で114件の「旅の駅」を審査しました。

③まちの駅観光キャンペーン「会津冬の陣」

NPO法人会津地域連携センターが主体となって提案した、平成24年度福島県地域づくり総合支援事業（地域協働モデル事業）の採択を受け、会津地域のまちの駅、旅の駅、約100駅のネットワークを活かした、まちの駅観光キャンペーン「会津冬の陣」を実施しました。

これまで観光資源として取り上げられてこなかったような、地域に密着した観光コンテンツを造成・蓄積することで、①観光客の満足度を高めリピーター化を図る、②あまり注目されてこなかった地域資源の活用を推進しこれらの保全を図る、この2点を両立させ、新しい観光まちづくりの形をつくることを目的とし、まちの駅、旅の駅関係者を対象としたワークショップや現地での聞き取り調査などをもとに、普通の観光では決して体験できないディープでローカルな24の観光コンテンツを用意して、パンフレットやHPを介し、情報提供を行いました。実施期間は平成25年2月8日から24日までと短い期間でしたが、多くの来訪者の皆さまから大変高い評価をいただきました。



担い手不足などにより消えつつある地域の伝統行事などを取り上げ、観光客の方々に参加していただく。これにより、観光という切り口で地域の伝統を保全することができるようになります。左の写真は、今回観光コンテンツの一つとして取り上げた「只見おんべ」。集落ごとに開催している小さな伝統行事に参加できるというもの。このような観光コンテンツを観光客の方々に提供する観光キャンペーンを実施しました。

左下はキャンペーンポスター
中央はキャンペーンチラシの裏面
右下は新聞記事（福島民友）

冬の会津、咲いてみようじゃないの♡

まちの駅 観光キャンペーン

例え、携帯電話の通じないような集落のお祭りの準備をお手伝い。そんな、普通の観光では決して体験できないディープでローカルな観光コンテンツを用意して、皆様のお越しをお待ちしています！

キャンペーン期間
平成25年2月8日(金)～2月24日(日)

【お問い合わせ】 NPO法人 会津地域連携センター
会津松本馬場町 1-20-2F 電話 0242-224-633
メール aizu-tokai@bokuonai.com

会津のまちの駅、旅の駅、道の駅などでキャンペーンパンフレットを入手して、冬の会津を満喫してください！

キャンペーンパンフレット⇒

例えばこんなディープでローカルな観光コンテンツが…

なかやま雪月火 お手伝い日帰りツアー

観音堂も通じない雪深い山奥の集落「中山」。地元住民の手づくりイベントに参加して地元の食文化を体験。冬は防寒のお手伝い。食は勿論お正月風を体験し、お正月料理の振替もします。地元産物の販売にも参加。中山のファンになること間違いなし！参加費も多額。

下郷町中山 中山中世館の郷土館
16日 15時～21時

会津のまちの駅、旅の駅、道の駅などでキャンペーンパンフレットを入手して、冬の会津を満喫してください！

会津冬の陣

ディープでローカルな観光コンテンツを体験できる観光コンテンツをご用意しました。

キャンペーン期間
平成25年2月8日(金)～2月24日(日)

【お問い合わせ】 NPO法人 会津地域連携センター
会津松本馬場町 1-20-2F 電話 0242-224-633
メール aizu-tokai@bokuonai.com

福島民友 201

8日から観光キャンペーン 会津を楽しむ

24の特別企画を用意。NPO法人 会津地域連携センターが、期間中にイベントを開催し、新鳥八重マスコットキャラクター「八重たん」を登場させる。特別企画の1つは、別企画の「おんべ」は、おんべの魅力を伝える。おんべの魅力を伝える。おんべの魅力を伝える。

いわぎの海歌のCD化

特別企画を用意。会津のまちの駅や旅の駅、道の駅でパンフレットを入手できる。期間中にイベントを開催し、新鳥八重マスコットキャラクター「八重たん」を登場させる。特別企画の1つは、別企画の「おんべ」は、おんべの魅力を伝える。おんべの魅力を伝える。おんべの魅力を伝える。

5. 企業や行政などとの事業連携の促進

2の「東北観光博」事業を契機に、参加旅行関連各企業、団体との関係性の強化を進めました。特にJTBグループやJR東日本グループからは、首都圏への会津冬の陣パンフレットの配布協力や、東北各地に対する「まちの駅」活動PRに協力いただきました。その一方、両社と連携して、平成25年度ポスト東北観光博事業の企画提案を進めました。本企画提案は、平成25年度ポスト観光博事業に反映されています。その他、東北観光博事業を通じ、まちの駅活動に興味を持つ企業・団体等がいくつかあり、今後、事業検討を進めていく予定です。

その他、地図情報企業であるZ社と、まちの駅ネットワークを活用した地域コンテンツ収集事業の可能性について検討しましたが、全国サービスとして考えた場合のまちの駅の地理的カバー率が不十分であること、および、Z社の戦略転換によって断念しました。

また、娯楽業であるM社からは、CSRの一環として、まちの駅ネットワークを通じた地元製品の店舗販売について打診がありました。

6. 東北支援事業

①心のくつした便

平成23年度の東京大会での提案を受けて、平成23年に第2回目となる「心のくつした便」を東日本大震災で避難されている福島県大熊町の仮設住宅のある会津若松市で実施し、平成24年にも引き続き第3回目の「心のくつした便」を開催しました。

会津まちの駅を統括している会津地域連携センターさんのご協力のもと、プレゼント（くつした便）を募集し、851ものプレゼントが集まり、12月15日に、35名のボランティアサンタさんが、市内12か所の仮設住宅の660世帯一軒一軒をまわり、くつした便を手渡ししました。出発式には昨年度に引き続き、大熊町長の渡辺さん、会津若松市長の室井さんにもごあいさついただきました。配りきれなかったくつした便は、後日、大熊町役場のみなさんのご協力のもと、檜葉町の仮設住宅の皆さんに届けました。



写真左上から時計回りに

①②出発式

③子どもたちからお礼のお手紙をいただきました。

②東北三県のまちの駅支援としての会費免除

東日本大震災で被災した東北3県のまちの駅の活動支援や負担軽減、東北地方でのまちの駅の展開強化、平成24年度のまちの駅連絡協議会の年会費及び新規登録料を免除しました。

対象駅：85 駅数

7. 地方大会など

■6月17日 オールとちぎ交流会 in 小山（栃木県内のまちの駅交流会）

■7月5日 第5回まちの駅九州・沖縄会議 in 沖縄



■8月19日 まちの駅にいがた大会（長岡市）





まちの駅連絡協議会 総会資料 ～平成24年度年次報告Ⅱ～

Ⅱ. 決算報告

Ⅰ. 前期繰越損益

項目	繰越損益	繰越損益	増減
繰越損益	△ 1,228,893	△ 1,228,893	0

Ⅱ. 収入

項目	24年度予算額	決算額	増減
年会費等収入	5,300,000	5,159,000	△ 141,000
年会費	4,800,000	4,975,000	175,000
新規認定料	500,000	184,000	△ 316,000
全国大会	2,480,000	2,104,651	△ 375,349
参加費等収入(全国大会)	2,430,000	1,410,000	△ 1,020,000
協賛金(全国大会)	50,000	630,000	580,000
物産販売	0	62,151	62,151
寄付金	0	2,500	2,500
助成金等	0	515,396	515,396
くつした便助成金(中央協働募金会)	0	515,396	515,396
その他収入	3,460,000	2,024,457	△ 1,435,543
グッズ販売収入	800,000	956,500	156,500
書籍販売	100,000	16,830	△ 83,170
講演・原稿執筆料 他	60,000	20,000	△ 40,000
鹿沼市そばサミット案内送付	0	16,740	16,740
事業収入地域協働モデル(会津)	2,500,000	1,014,387	△ 1,485,613
受取利息	600	252	△ 348
合計	11,240,600	9,803,756	△ 1,436,844

Ⅲ. 支出

項目	24年度予算額	決算額	増減
事務局費	8,518,000	8,426,527	△ 91,473
全国大会	2,588,000	2,593,638	5,638
事務局運営費(人件費等)	3,100,000	2,906,570	△ 193,430
事務局管理費(事務所経費)	600,000	600,000	0
事務局活動費	750,000	483,915	△ 266,085
連絡通信費	480,000	139,764	△ 340,236
まちの駅情報誌印刷	200,000	160,000	△ 40,000
ノボリ等仕入れ	0	469,009	469,009
ホームページリニューアル	300,000	510,000	210,000
くつした便活動費	200,000	498,176	298,176
物産交流活動費	300,000	65,455	△ 234,545
事業費	413	714,413	714,000
事業収入活動費	413	714,413	714,000
営業外費用		200,000	200,000
雑損出(回収不能分)	0	200,000	200,000
合計	8,518,413	9,340,940	822,527

Ⅳ. 平成24年度損益

項目	24年度予算額	決算額	
24年度損益	472,600	462,816	
時期繰越金	△ 756,293	△ 766,077	

平成24年度 まちの駅連絡協議会事業会計貸借対照表
 平成25年3月31日現在
 まちの駅連絡協議会

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	1,267,616	
売掛金	1,070,547	
未収入金	1,015,396	
流動資産合計		3,353,559
資産合計		3,353,559
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	4,094,676	
仮受金	24,960	
流動負債合計		4,119,636
負債合計		4,119,636
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		-1,228,893
当期正味財産増減額		462,816
正味財産合計		-766,077
負債及び正味財産合計		3,353,559

貸借対照表

平成25年 3月31日 現在

まちの駅連絡協議会

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	3,353,559	【流動負債】	4,119,636
現金及び預金	1,267,616	未払金	4,094,676
売掛金	1,070,547	仮受金	24,960
未収入金	1,015,396	負債の部合計	4,119,636
		純資産の部	
		【株主資本】	-766,077
		利益剰余金	-766,077
		その他利益剰余金	-766,077
		繰越利益剰余金	-766,077
		純資産の部合計	-766,077
資産の部合計	3,353,559	負債及び純資産合計	3,353,559

損 益 計 算 書

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

まちの駅連絡協議会

(単位： 円)

科 目	金 額	
【収入】		
事 業 収 入	2,086,608	
年 会 費 収 入	4,975,000	
新 規 認 定 料	184,000	
会 費 収 入	1,410,000	
寄 付 金 収 入	2,500	
協 賛 金	630,000	
助 成 金	515,396	
売 上 高 合 計		9,803,504
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入 高	518,452	
合 計	518,452	
売 上 原 価		518,452
売 上 総 利 益 金 額		9,285,052
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		8,622,488
営 業 利 益 金 額		662,564
【営業外収益】		
受 取 利 息	252	
営 業 外 収 益 合 計		252
【営業外費用】		
雑 損 失	200,000	
営 業 外 費 用 合 計		200,000
経 常 利 益 金 額		462,816
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		462,816
当 期 純 利 益 金 額		462,816

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

まちの駅連絡協議会

(単位： 円)

科 目	金 額
給 料 手 当	873,250
雑 給	162,400
外 注 費	3,391,567
荷 造 運 賃	180,580
広 告 宣 伝 費	100,000
接 待 交 際 費	30,000
会 議 費	388,371
旅 費 交 通 費	2,018,262
通 信 費	149,364
印 刷 費	771,750
消 耗 品 費	26,487
事 務 用 消 耗 品 費	17,719
新 聞 図 書 費	2,500
支 払 手 数 料	15,537
地 代 家 賃	115,500
保 險 料	5,984
支 払 報 酬 料	60,000
雑 費	313,217
販売費及び一般管理費合計	8,622,488

まちの駅連絡協議会
監 査 報 告 書

まちの駅連絡協議会 平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成
25 年 3 月 31 日）の収支報告書を監査しましたところ、監査の結果、
いずれも適法、かつ、正確であることを認めます。

平成 25 年 7 月 17 日

監 査

阿 奈 正 子 

監 査

河 井 達 志 



まちの駅連絡協議会 総会資料

Ⅲ. 会則等の改定について

全国まちの駅連絡協議会会則の改定について

【現行】

まちの駅設置の際は「まちの駅連絡協議会」に連絡・入会手続きを行う必要があります。

第1条（名称）

本会は、「まちの駅（ヒューマンステーション）連絡協議会」（以下本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、「まちの駅（ヒューマンステーション）」（以下HSという）設置に取り組む市町村、NPO、個人、団体等が、地域やセクターを越えた広域的な交流活動を行い、豊かなまちづくり、くにづくりのためのネットワークをつくり、相互に連携、支援することを目的とする。

第3条（HSの定義と機能）

本会則でいうHSとは、市町村行政域を越えた連携を目指して、地域住民や、来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設である。また、まちづくりの拠点となり、まちとまちをつなぐ役割を有するものであり、少なくとも以下の機能を備えるものとする。

1. 誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる機能（休憩機能）
2. 「まちの案内人」が、地域の情報について丁寧に教える機能（案内機能）
3. 地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする機能（交流機能）
4. まちの駅間でネットワークし、もてなしの地域づくりをめざす機能（連携機能）

【改定案】

まちの駅設置の際は「**全国**まちの駅連絡協議会」に連絡・入会手続きを行う必要があります。

第1条（名称）

本会は、「**全国**まちの駅連絡協議会」（以下本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、「まちの駅」設置に取り組む市町村、NPO、個人、団体等が、地域やセクターを越えた広域的な交流活動を行い、豊かなまちづくり、くにづくりのためのネットワークをつくり、相互に連携、支援することを目的とする。

第3条（**まちの駅**の定義と機能）

本会則でいう**まちの駅**とは、市町村行政域を越えた連携を目指して、地域住民や、来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設である。また、まちづくりの拠点となり、まちとまちをつなぐ役割を有するものであり、以下の機能を備えるものとする。

1. 誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる機能（休憩機能）
2. 「まちの案内人」が、地域の情報について丁寧に教える機能（案内機能）
3. 地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする機能（交流機能）
4. まちの駅間でネットワークし、**おもてなし**の地域づくりをめざす機能（連携機能）

【現行】

第4条（事業）

本会は第2条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 全国のHSの設置、運営、管理に係わるルール等の設定に係わる諸活動
2. HSの情報の共同発信に係わる諸活動
3. HSどうしの交流連携に係わる諸事業（印刷物の共同作成、各種イベント・シンポジウム、特産品の紹介・斡旋、人材研修等）、企画、運営、調整等
4. 各種実務者、専門家等の人材紹介、斡旋
5. HSの発展に向けての調査研究活動
6. その他、HSネットワーク推進に係わる諸活動

第5条（会員）

本会の会員は、個人会員、団体会員、市町村会員、賛助会員で構成する。

1. 会員は、本会の目的に賛同し、かつ一定の条件を備えていると認められるHS設置者、およびHS推進者で、入会金・年会費を納入した者をいう。HS設置者は、公共、民間を問わない。
2. 個人会員は、法人格の有無に関わらず、1会員につきHSを2箇所まで設置できる者をいう。
3. 団体会員は、HSを3箇所以上設置することができる法人または任意団体をいう。
4. 市町村会員は、HSを設置することができる地方公共団体をいう。
5. 賛助会員は、HSの設置をしない個人・団体をいう。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、入会を申し込み、入会を認められた者とする。

会員は総会に出席し、本会運営の意志決定に参加する。

【改定案】

第4条（事業）

本会は第2条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 全国の**まちの駅**の設置、運営、管理に係わるルール等の設定に係わる諸活動
2. **まちの駅**の情報の共同発信に係わる諸活動
3. **まちの駅**どうしの交流連携に係わる諸事業（印刷物の共同作成、各種イベント・シンポジウム、特産品の紹介・斡旋、人材研修等）
4. 各種実務者、専門家等の人材紹介、斡旋
5. **まちの駅**の発展に向けての調査研究活動
6. その他、**まちの駅**ネットワーク推進に係わる諸活動

第5条（会員）

本会の会員は、**まちの駅**設置者、賛助会員で構成する。

1. 会員は、本会の目的に賛同し、かつ一定の条件を備えていると認められる**まちの駅**設置者、および**まちの駅**推進者で、入会金・年会費を納入した者をいう。**まちの駅**設置者は、公共、民間を問わない。
2. 個人会員は、法人格の有無に関わらず、1会員につき**まちの駅**を2箇所まで設置できる者をいう。
3. 団体会員は、**まちの駅**を3箇所以上設置することができる法人または任意団体をいう。
4. 市町村会員は、**まちの駅**を設置することができる地方公共団体をいう。
5. 賛助会員は、**まちの駅**の設置をしない個人・団体をいう。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、入会を申し込み、入会を認められた者とする。

会員は総会に出席し、報告、説明を受けた上で、本会運営の意思決定について意見を述べることができる。

【現行】

第7条（入会金および年会費）

本会に入会しようとする者は、別途定める入会金および年会費を納めなければならない。会費については、HSの設置主体、設置数により異なる。

第8条（会員の責務）

HSは、全国に展開するものであり、その機能の充足、信用維持に向けて、全てのHSが連携、協力する必要がある。このために、会員は、シンボルマークの表示、共通情報内容の発信（情報の標準化）、案内人の配置など、HS連携設置に向けたルールに従うものとし、そのために「まちの駅設置要綱」を別に定める。

第9条（退会および資格の喪失）

会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を失う。

1. 退会届が受理されたとき
2. 除名されたとき
3. 上記のほか、会員は、継続して2年以上会費を滞納したとき

第10条（除名）

会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

1. 本会則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
3. HSが具備する条件を失い、不適格と判断されたとき

第11条（総会）

本会は、年に1度総会を開く。総会の決議は多数決をもって決する。総会では次のことを決定する。

1. 会則の承認、変更
2. 役員を選任
3. 予算決算の承認
4. 会員の除名
5. その他役員会で総会の決議が必要と認めた事項

【改定案】

第7条（入会金および年会費）

本会に入会しようとする者は、別途定める入会金および年会費を納めなければならない。会費については、**まちの駅**の設置主体、設置数により異なる。

第8条（会員の責務）

まちの駅は、全国に展開するものであり、その機能の充足、信用維持に向けて、全ての**まちの駅**が連携、協力する必要がある。このために、会員は、シンボルマークの表示、共通情報内容の発信（情報の標準化）、案内人の配置など、**まちの駅**連携設置に向けたルールに従うものとし、そのために「まちの駅設置要綱」を別に定める。

第9条（退会および資格の喪失）

会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を失う。

1. 退会届が受理されたとき
2. 除名されたとき

第10条（除名）

会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、**幹事会**の議決により、これを除名することができる。

1. 本会則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
3. **まちの駅**が具備する条件を失い、不適格と判断されたとき

第11条（総会）

本会は、年に1度総会を開く。総会の決議は総会出席者の過半数をもって決する。総会では次のことを決定する。

1. 会則変更の承認
2. 役員を選任
3. 予算決算の報告
4. その他役員会で総会の決議が必要と認めた事項

【現行】

第12条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
幹事	30名以内
監事	2名
相談役	若干名

1. 総会で幹事を選出する。幹事は幹事会を構成する。幹事の中から会長、副会長を互選によって選定する。
2. 幹事会で、本会の運営方針を決定する。幹事会は会長が召集する。

第13条（職務）

会長および副会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が総会の議長となる。

1. 幹事は、他の役員とともに、役員会を構成し、会務を審議する
2. 監事は、本会の会計を監査する

第14条（任期）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【改定案】

第12条（役員）

本会に次の役員を置く。幹事の中から会長、副会長を互選によって選定する。総会で運営幹事を選出する。

会長	1名
副会長	3名以内
運営幹事	30名以内
首長幹事	若干名
監事	2名
相談役	若干名

第13条（職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が総会の議長となる。
2. 副会長は会長に事由のある時、会長の職務を代行する。
3. **運営幹事は、他の役員とともに、役員会を構成し、会務を審議する。役員会は会長が召集する。**
4. **役員会で、運営幹事が会員を代表し、本会の運営方針を決定する。**
5. **運営幹事は予算を誠実に執行し、総会で報告する。**
6. 監事は、本会の会計を監査する

第14条（役員会）

本会は、年に1度以上役員会を開く。役員会では次のことを決定する。

1. **総会に付議すべき事項**
2. **予算決算の承認**
3. **会員の除名**

第15条（任期）

役員任期は2年後の総会までとする。ただし、再任を妨げない。補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【現行】

第15条（事務局）

会務全体を掌握し、実務を遂行するために事務局を設ける。

1. 事務局には事務局を統括する事務局長を置く。事務局長は役員会が選出する。
2. 事務局は、東京都中央区湊 1-9-8 特定非営利活動法人地域交流センターに置く。

第16条（相談役、アドバイザー等）

本会には、相談役を置くことができる。また、本会には各種実務家、専門家からなるアドバイザーを置くことができる。

第17条（報告）

本会の会員は、運営状況等について定期的に情報交換することとし、電子メール等で所定の項目について報告し合うこととする。

第18条（会計）

本会の会計は会費、賛助金、調査研究受託金、その他をもって充てる。

第19条（会計年度）

会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

第20条（会則の改正）

本会則の改正は役員会の発意により、総会での承認によるものとする。

【改定案】

第16条（事務局）

会務全体を掌握し、実務を遂行するために事務局を設ける。

1. 事務局には事務局を統括する事務局長を置く。事務局長は役員会が選出する。
2. 事務局は、**東京都千代田区東神田 1-7-10** 特定非営利活動法人地域交流センターに置く。

第17条（相談役）

本会には、**各種実務家、専門家からなる**相談役を置くことができる。

第18条（報告）

本会の会員は、運営状況等について定期的に情報交換することとし、電子メール等で所定の項目について報告し合うこととする。

第19条（会計）

本会の会計は会費、賛助金、調査研究受託金、その他をもって充てる。

第20条（会計年度）

会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

第21条（会則の改正）

本会則の改正は役員会の発意により、総会での承認によるものとする。

【現行】

付則-1 第21条（入会金・年会費）

以下の入会金・年会費の納入は、平成18年度からとする。

1. 入会金は、規模・運営方法を問わず新規加入の施設1箇所につき2千円とする。
2. 個人会員の年会費は1万円とする。
3. 団体会員の年会費は、次項「複数箇所設置の会費設定」に基づくものとする。
4. 市町村会員の年会費は6万円とし、20箇所まで設置できる。21箇所以上の設置については、次項「複数箇所設置の会費設定」に基づくものとする。
5. 賛助会員の年会費は、3千円とする。

付則-2 第22条（複数箇所設置の会費設定）

年会費は、取りまとめる箇所数によって以下のように設定する。

1. 1～2施設は、1万円とする。
2. 3～20施設までは、一律6万円とする。
3. 21～50施設は、一律10万円とする。
4. 51施設以上は、1施設につき2千円とする。

付則-3 第23条（会則の施行）

本会則は、平成20年11月8日より施行する。

付則-4 第24条（予算の仮執行）

役員会には、予算の仮執行の権限を付託する。

【改定案】

付則-1 第22条（入会金・年会費）

1. 入会金は、規模・運営方法を問わず新規加入の施設1箇所につき2千円とする。
2. 個人会員の年会費は1万円とする。
3. 団体会員の年会費は、次項「複数箇所設置の会費設定」に基づくものとする。
4. 市町村会員の年会費は6万円とし、20箇所まで設置できる。21箇所以上の設置については、次項「複数箇所設置の会費設定」に基づくものとする。
5. 賛助会員の年会費は、3千円とする。

付則-2 第23条（複数箇所設置の会費設定）

年会費は、取りまとめる箇所数によって以下のように設定する。

1. 1～2施設は、1万円とする。
2. 3～20施設までは、一律6万円とする。
3. 21～50施設は、一律10万円とする。
4. 51施設以上は、1施設につき2千円とする。

付則-3 第24条（会則の施行）

本会則は、平成25年10月18日より施行する。

平成20年11月8日 施行

平成25年10月18日 改定

付則-4 第25条（予算の仮執行）

役員会には、予算の仮執行の権限を付託する。

【改定のポイント】

- ・「まちの駅連絡協議会」の名称を「全国まちの駅連絡協議会」に変更。
- ・「ヒューマンステーション」という名称が浸透していないため、削除。
- ・幹事を「運営幹事」と「首長幹事」に分け、「運営幹事」が会員を代表し、「役員会」の場で、まちの駅連絡協議会の運営方針を決定することを明記。

※年会費についても、次年度以降見直しをする予定です。

まちの駅設置要綱の改定について

【現行】

第1条（目的）

本要綱は、「まちの駅（ヒューマンステーション）」（以下HSという）が備えるべき機能、施設等の要件を定めるものである。

第2条（まちの駅の定義と機能）

HSは必ずしも新設のものではなく、既存施設の活用により、市町村、NPO、団体等が、地域連携を目指しネットワークを図ることを原則とし、様々な運営主体、施設内容、規模、運営形態を持ったHSが、共存することを想定し、それらに応じて本要項を弾力的に適用することとする。

本要綱でいうHSとは、市町村行政域を越えた連携を目指して、地域住民や、来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設である。また、まちづくりの拠点となり、まちとまちをつなぐ役割を有するものであり、少なくとも以下の機能を備えるものとする。

1. 誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる機能（休憩機能）
2. まちの案内人が、地域の情報について丁寧に教える機能（案内機能）
3. 地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする機能（交流機能）
4. まちの駅間でネットワークし、もてなしの地域づくりをめざす機能（連携機能）

第3条（名称およびシンボルマーク）

各HSは、その理念を共有することを前提として、位置、地理的条件、運営目的などに応じて、個性ある名称を名付けることとする。ただし、全国共通のシンボルマークを併記することとする。全国共通のシンボルマークはHSの全国連携組織である「まちの駅連絡協議会」に入会した者で、かつ一定の条件を具備した施設に使用を認める。

【改定案】

第1条（目的）

本要綱は、「まちの駅」が備えるべき機能、施設等の要件を定めるものである。

第2条（まちの駅の定義と機能）

まちの駅は必ずしも新設のものである必要はなく、既存施設の活用により、市町村、NPO、団体等が、地域連携を目指しネットワークを図ることを原則とし様々な運営主体、施設内容、規模、運営形態を持った**まちの駅**が、共存することを想定し、それらに応じて本要綱を弾力的に適用することとする。

本要綱でいう**まちの駅**とは、市町村行政域を越えた連携を目指して、地域住民や、来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する施設である。また、まちづくりの拠点となり、まちとまちをつなぐ役割を有するものであり、以下の機能を備えるものとする。

1. 誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる機能（休憩機能）
2. まちの案内人が、地域の情報について丁寧に教える機能（案内機能）
3. 地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする機能（交流機能）
4. まちの駅間でネットワークし、もてなしの地域づくりをめざす機能（連携機能）

第3条（名称およびシンボルマーク）

各**まちの駅**は、その理念を**共有した上で**、地理的条件、**運営主体**、運営目的などに応じて、個性ある名称を名付けることとする。ただし、全国共通のシンボルマークを併記することとする。全国共通のシンボルマークは「**全国**まちの駅連絡協議会」に入会した者で、かつ一定の条件を具備した施設に使用を認める。

【現行】

第4条（看板の設置）

各HSは、全国のHS相互の連携を保ち利用者の信用を確保するために、一定の規格に沿ったデザインおよび材質からなる共通シンボルマークを表示した看板を設置する。その規格等は別に定めた「シンボルマーク使用・看板設置マニュアル」に従うこととする。

第5条（連携・支援）

HSは、相互に連携・支援し合うことを基本として、これらを促進するために、各地の状況に応じて連携支援事項を申し合わせるものとする（「まちの駅相互連携支援事項(案)」を参照のこと）。「道の駅」等との関係においては、とくに形式的に区別せず、相手との協議に応じて、共存、連携していくよう努める。

第6条（人の配置）

HSには、「もてなしの心」をもった人（案内人）を常駐させることとする。他の職務との併任も妨げない。案内人は、まちや隣接市町村等に関わる知識を習得するように努めることとする。HS経営者は、案内人が定期的な研修を受けられるよう配慮するとともに、他の地域を含む案内人どうしの交流の機会をつくることに努める。「まちの駅連絡協議会」主催の研修会が開催される場合は、可能な限り派遣に努めること。

第7条（設備・備品・サービス）

HSに必要な最小限レベルの設備・備品・サービスは以下のとおりである。

1. まちの駅看板
2. 利用者が休憩できるスペース、椅子等
3. トイレ（障害者も利用可能なものが望ましい）
4. まちおよび周辺の情報

また、上記に追加し、あると望ましいものは以下のとおりである。

- ・電話・パソコン等の通信機器
- ・駐車場
- ・その他

【改定案】

第4条（看板の設置）

各**まちの駅**は、全国の**まちの駅**相互の連携を保ち利用者の信用を確保するために、一定の規格に沿った共通シンボルマークを表示した看板を設置する。その規格等は別に定めた「シンボルマーク使用・看板設置マニュアル」に従うこととする。

第5条（連携・支援）

まちの駅は、相互に連携・支援し合うことを基本として、これらを促進するために、各地の状況に応じて連携支援事項を申し合わせるものとする。「道の駅」等との関係においては、とくに形式的に区別せず、相手との協議に応じて、共存、連携していくよう努める。

第6条（人の配置）

まちの駅には、「もてなしの心」をもった人（案内人）を常駐させることとする。他の職務との併任も妨げない。案内人は、まちや隣接市町村等に関わる知識を習得するように努めることとする。**まちの駅運営者**は、案内人が**積極的に**研修を受けられるよう配慮するとともに、他の地域を含む案内人どうしの交流の機会をつくることに努める。**全国まちの駅連絡協議会**主催の**全国大会**や研修会、**その他地方大会等**が開催される場合は、可能な限り派遣に努めること。

第7条（設備・備品・サービス）

まちの駅に必要な最小限レベルの設備・備品・サービスは以下のとおりである。

1. まちの駅看板（のぼり、シール等でもよい）
2. 利用者が休憩できるスペース、椅子等
3. トイレ（障害者も利用可能なものが望ましい）
4. まちおよび周辺の情報

【現行】

第8条（共通情報の整理、提供）

HSは、道路交通、地図情報、地元情報（観光、イベント、文化、歴史、住民活動等）、緊急時の対応等に係わる情報を常備することとする。常備する情報の内容については、全国のHSが共通の情報項目を提供することを目指し、別に「まちの駅情報マニュアル」をつくる。

第9条（登録）

HSとして登録を受けるためには、別に定める認定申請書に必要事項を記入の上、「まちの駅連絡協議会事務局」に提出しなければならない。

登録の要件としては、

1. 本要綱に従い、機能やサービスを提供できること
2. 2人以上の既設置者による推薦があること
3. 「まちの駅連絡協議会」へ入会すること

「まちの駅連絡協議会」役員会および総会で、HSの要件を欠くと判断した場合、具体的な問題点を当該HSに文書で通知することとする。

通知を受けたHSは早急に改善しなければならない。改善が図られない場合は、速やかに退会届を提出するものとする。

第10条（報告）

HSに携わる者は、相互の運営およびHSの全国レベルでの運営戦略展開に資するために、所定の項目について、電子メール等を活用し、定期的に情報交換を行うこととする。報告項目については、HSホームページで紹介する。

第11条（全国組織）

本要綱にないもので、全国共通に実施することについては、「まちの駅連絡協議会」において定めることとし、その規定に従うものとする。

付則-1（要綱の施行）

本要綱は、平成20年11月8日より施行する。

【改定案】

第8条（共通情報の整理、提供）

まちの駅は、道路交通、地図情報、地元情報（観光、イベント、文化、歴史、住民活動等）、緊急時の対応等に係わる情報を常備することとする。

第9条（登録）

まちの駅として登録を受けるためには、別に定める認定申請書に必要事項を記入の上、「**全国まちの駅連絡協議会事務局**」に提出しなければならない。

登録の要件としては、

1. 本要綱に従い、機能やサービスを提供できること
2. 2人以上の既設置者による**紹介**があること
3. 「**全国まちの駅連絡協議会**」へ入会すること

「**全国まちの駅連絡協議会**」役員会で、**まちの駅**の要件を欠くと判断した場合、具体的な問題点を当該**まちの駅**に文書で通知することとする。

通知を受けた**まちの駅**は早急に改善しなければならない。改善が図られない場合は、速やかに退会届を提出するものとする。

第10条（報告）

まちの駅に携わる者は、相互の運営および**まちの駅**の全国レベルでの運営戦略展開に資するために、所定の項目について、電子メール等を活用し、定期的に情報交換を行うこととする。報告項目については、**まちの駅**ホームページで紹介する。

第11条（全国組織）

本要綱にないもので、全国共通に実施することについては、「**全国まちの駅連絡協議会**」において定めることとし、その規定に従うものとする。

付則-1（要綱の施行）

本会則は、平成25年10月18日より施行する。

平成20年11月8日 施行

平成25年10月18日 改定

入会手続きの簡素化について（事務局案）

□現状提出が必要な書類

- ・まちの駅連絡協議会 入会申込書（個人会員・団体会員・市町村会員・賛助会員すべて）
- ・まちの駅連絡協議会 認定申請書1（個人会員・団体会員・市町村会員）
- ・まちの駅連絡協議会 認定申請書2（団体会員・市町村会員）

これに加えて、

- ・ホームページ「まちの駅帖」掲載のための情報収集アンケート

□改正案

- ・まちの駅連絡協議会入会申込書 兼 まちの駅認定申請書

（個人会員・団体会員・市町村会員）

- ・まちの駅ネットワーク名簿（団体会員・市町村会員）
- ・賛助会員用まちの駅連絡協議会入会申込書（賛助会員）
- ・ホームページ「まちの駅帖」掲載のための情報収集アンケート

（個人会員・団体会員・市町村会員）

□入会時提出書類

1. 個人会員

- ・まちの駅連絡協議会入会申込書 兼 まちの駅認定申請書
- ・ホームページ「まちの駅帖」掲載のための情報収集アンケート

2. 団体会員・市町村会員

- ・まちの駅連絡協議会入会申込書 兼 まちの駅認定申請書
- ・まちの駅ネットワーク名簿（団体会員・市町村会員）
- ・ホームページ「まちの駅帖」掲載のための情報収集アンケート

3. 賛助会員

- ・賛助会員用まちの駅連絡協議会入会申込書（賛助会員）

□その他

- ・アンケート、認定申請用紙で重複している部分を整理する。
- ・所在地詳細図、建物平面図など、HP掲載情報として不要な情報の提出は求めない。
- ・まちの駅ネットワーク名簿については、入会時のみでなく、ネットワーク内で脱退、加入など変更があった際には、事務局に提出していただき、また、毎年提出していただくことで、最新の会員情報を各ネットワークと事務局が共有できるようにする。



まちの駅連絡協議会 総会資料

IV. 役員及び事務局体制について ●平成 25 年 3 月 31 日 時点

※ マークは「まちの駅」駅長 ※平成 25 年度 (在任期間:平成 23 年 7 月 2 日～平成 25 年 3 月 31 日)

【会長】	久住 時男	新潟県見附市長
【副会長】	藤田 眞一	焼物の駅駅長(藤田製陶所)、ばとうまちの驛代表
	上野 春樹	ほとめきの駅駅長(朝倉市観光協会)、あまぎあさくらまちの駅事務局長
【幹事】	<北海道・東北> 竹内 昶俊	福島県会津坂下町長
	稲生 孝之	まちの駅夢街道駅長、NPO 法人会津地域連携センター理事長
<関東・甲信越>	鈴木 俊美	栃木県栃木市長
	阿久津 貞司	渋川市長
	福田 義一	栃木県鹿沼市経済部長、まちの駅ネットワークかぬま相談役
	吉田 恵子	まちの駅ネットワークとちぎ代表
<北陸・東海>	山岸 一夫	越後長岡まちの駅ネットワーク
	山岸 正裕	福井県勝山市長
	伏江 努	まちの駅たかおか駅長、まちの駅ネットワーク高岡代表
	池田 安隆	くすりの駅駅長(池田屋安兵衛商店)、NPO 法人富山観光創造会議まちの駅部会長
<近畿・中四国>	渡辺 栄一	富士市まちの駅ネットワーク 副会長
	関 幸彦	まちの駅ネットワーク焼津 会長、焼津まちづくり推進委員会まちの駅部会長
	日沖 靖	三重県いなべ市長
	関 幸弘	萩まちの駅連絡協議会ネットワーク代表
<九州>	宮路 高光	鹿児島県日置市長、鹿児島まちの駅連絡協議会会長
	石田 喜克	鬼が来る駅駅長(株)エヌ・アイ・ケイ・オー、たかなべまちの駅連絡協議会会長
	下津 公一郎	乗馬の駅駅長、NPO 法人エコ・リンク・アソシエーション代表理事
	手嶋 隆行	まちの駅ネットワークふくおか代表
【監事】	河井 達志	まちの駅宇宿駅長、鹿児島まちの駅連絡協議会事務局長
	阿奈 正子	プラス思考の駅駅長(株)クリエイティブ ANA、まちの駅ネットワーク本庄会長
【相談役】 (50 音順)	石川 治江	NPO 法人 ケア・センターやわらぎ代表理事
	井出 隆雄	ジャーナリスト、シンク・アクト・イデ代表
	大倉 久直	茨城県立中央病院名誉病院長、健康の駅推進機構会長
	小川 信次	千葉県総合企画部副技監
	古池 弘隆	宇都宮共和大学教授
	高橋 志保彦	神奈川大学名誉教授、日本IL協会 副会長、高橋建築都市デザイン事務所会長
	糠谷 眞平	国民生活センター顧問
	野々村 邦夫	(財)日本地図センター 理事長
	森 民夫	新潟県長岡市長
【事務局】	事務局長 橋本 正法	NPO 法人 地域交流センター 代表理事



まちの駅連絡協議会 事務局

特定非営利活動法人 地域交流センター内

所在地 〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-7-10 KIビル 3 階 TEL 03-5823-4190 FAX 03-5823-4191

公式ホームページ <http://machinoeki.com> 代表メール E-mail: oshiete@machinoeki.com

●新役員体制案

【会長】		久住 時男	新潟県見附市長	
【副会長】		藤田 真一	焼物の駅駅長(藤田製陶所)、ばとうまちの驛代表	
		上野 春樹	ほとめきの駅駅長(朝倉市観光協会)、あまぎあさくらまちの駅事務局長	
【運営幹事】	北海道・東北ブロック 関東・甲信越ブロック	稲生 孝之	まちの駅夢街道駅長、NPO法人会津地域連携センター理事長	
		福田 義一	まちの駅ネットワークかぬま相談役	
		吉田 恵子	まちの駅ネットワークとちぎ代表	
	北陸・東海ブロック	山岸 一夫	越後長岡まちの駅ネットワーク代表	
		伏江 努	まちの駅たかおか駅長、まちの駅ネットワーク高岡代表	
		池田 安隆	くすりの駅駅長(池田屋安兵衛商店)、NPO法人富山観光創造会議まちの駅部会長	
		渡辺 栄一	富士市まちの駅ネットワーク 副会長	
	近畿・中四国ブロック 九州・沖縄ブロック	関 幸彦	まちの駅ネットワーク焼津 会長、焼津まちづくり推進委員会まちの駅部会長	
		石田 喜克 下津 公一郎	鬼が来る駅駅長((株)エス・アイ・ケイ・オー)、たかなべまちの駅連絡協議会会長 乗馬の駅駅長、NPO法人エコ・リンク・アソシエーション代表理事	
	【監事】	九州・沖縄ブロック	河井 達志	まちの駅宇宿駅長、鹿児島まちの駅連絡協議会事務局長
関東・甲信越ブロック		阿奈 正子	プラス思考の駅駅長((株)クリエイイトANA)、まちの駅ネットワーク本庄会長	
【首長幹事】		齋藤 文英	福島県会津坂下町長	
		鈴木 俊美	栃木県栃木市長	
		阿久津 貞司	群馬県渋川市長	
		山岸 正裕	福井県勝山市長	
		中野 弘道	静岡県焼津市長	
		日沖 靖	三重県いなべ市長	
		宮路 高光	鹿児島県日置市長、鹿児島まちの駅連絡協議会会長	
	【相談役】		石川 治江	NPO法人 ケア・センターやわらぎ代表理事
			古池 弘隆	宇都宮共和大学教授
			糠谷 眞平	国民生活センター顧問
		大倉 久直	茨城県立中央病院名誉院長、健康の駅推進機構会長	
		野々村 邦夫	(一財)日本地図センター理事長	
		森 民夫	新潟県長岡市長	
新規		岩井 國臣	社団法人 国土政策研究会	
新規		椎川 忍	(一財)地域活性化センター常務理事	
新規		今泉 重敏	(株)まちづくり計画研究所 代表取締役	
新規		高橋 祥次	日本酒類販売株式会社 常務監査役	
新規	三橋 重昭	NPO法人まちづくり協会 理事長		
新規	丁野 朗	日本観光振興協会 常務理事		
新規	小林 純子	設計事務所ゴンドラ 代表		
【事務局】	事務局長	橋本 正法	NPO法人 地域交流センター 代表理事	
		赤崎 隆三郎	NPO法人 地域交流センター まちの駅担当理事	
		駒田 健太郎	NPO法人 地域交流センター プロジェクト担当理事	
		丸尾 哲也	NPO法人 地域交流センター 総務企画担当理事	
	事務局担当	片野 奈保子		



まちの駅連絡協議会 総会資料

V. 平成 25 年度 まちの駅連絡協議会 事業計画案

1. 今年度の目標

- ・まちの駅の全都道府県制覇と全国の設置数 3, 0 0 0 箇所の早期達成を目指す。
- ・まちの駅のネットワークを活用した事業推進を通して、まちの駅の機能の向上を図る。

2. 事業の3つの柱

1) 情報交流の促進

- ①まちの駅同士の情報交換を促進させ、それぞれの「まちの駅」の活動をより元気にする。
- ②ホームページ、情報誌等の情報発信の充実により、一般利用者にまちの駅活動を知ってもらう。

2) 「物産交流」の開始

ネットワーク単位での「まちの駅物産交流」を試行し、事業性を検証する。

3) まちの駅の展開

- ①ポスト東北観光博事業との連携を図りながら、東北地方沿岸部にまちの駅を展開する。
- ②各地「まちの駅」ネットワークによる事業促進を通して、まちの駅の機能の向上を図る。

3. 今年度の個別事業

1) 全国大会・総会・役委員会の開催

- ・全国大会の開催

平成 25 年度は福島県福島市で開催。

平成 26 年度は、未定。

- ・役員会・総会の開催

まちの駅会員の代表である役員のみなさんとともに重要な議題について議論をするために、役員会を開催します。

2) 情報交流の促進

①まちの駅同士の情報交換を促進させ、それぞれの「まちの駅」の活動をより元気にする。

②ホームページ、ニュースレター等の情報発信の充実により、一般利用者にまちの駅活動を知ってもらう。

- ・ホームページ「まちの駅帖」上での新着情報更新、管理を充実させる。
- ・マスコミへの PR、紹介の促進。
- ・連携イベント等の情報提供を積極的に行う。
- ・全国のまちの駅情報について、積極的に情報を収集し、ホームページやまちの駅情報誌（ニュースレター、年 2 回程度の発行）などで、発信する。

3) 「物産交流」の具体化

①ネットワーク単位での「まちの駅物産交流」を試行し、その可能性を探る。

経済活動とともに、「まちの駅」同士のネットワーク強化を目指して、「物産交流」を具体的にスタートさせます。

希望するまちの駅ネットワーク同士で、「産品セット」による相互の仕入れ販売を試行し、継続化に向けた調整を図ります。

また、商品の販売動向を確認するために、都内のまちの駅等の協力を得て、各まちの駅から「産品セット」を持ち寄って物産市や短期アンテナショップ等を実験的に行い、物産を通じた交流を深め合う機会を設けます。

4) まちの駅の展開

①東北沿岸部での「まちの駅」の展開

ポスト東北観光博事業との連携を図りながら、東北地方沿岸部にまちの駅を展開します。

昨年度に閉幕した「東北観光博」ですが、今年度も観光庁事業として、東北観光博のフォローアップと、東北観光博実施時には手薄だった沿岸被災地への送客強化が実施されます。

まちの駅連絡協議会(NPO法人地域交流センター)では、観光庁と連携をとりながら、事業受託者であるJTBコミュニケーションズおよびJR東日本企画とともに、東北6県を対象とした旅の駅関係者などを対象とした研修事業を通して、旅の駅、まちの駅を基本とした観光地域づくりの定着を図ります。また、沿岸被災地でのキーパーソンのネットワークを活かしたまちの駅の展開、観光地域づくりへの支援を通して、沿岸被災地での新展開を図ります。

これらを契機とし、まちの駅の認知度向上や、観光を切り口としたまちの駅の機能向上、地域内・地域間連携の推進、他地域への活動の展開などについても取り組んでいきます。

②まちの駅ネットワーク事業の展開

近年、農水省の都市農村共生・対策事業や経産省のビジネスマッチング事業(地域ブランド販路開拓事業)など、地域社会の多様な主体のネットワーク活用を前提とする公募事業が増加しており、各地のまちの駅ネットワークの機能強化に向け、取り組むべき課題と考えられます。

今後、事務局からこれらの公募内容や、中央省庁の施策、実際に取り組んだ先進事例等についての情報提供を行うとともに、各地のまちの駅ネットワークの構想・要望に対して各種公募事業等を活用する取り組みを進めていきます。(ぜひ、皆様からも、情報提供をお願いします)

(参考)

本年度においては、まちの駅連絡協議会事務局が関連する事業として、以下の事業を行います。

①国交省「広域的な地域間共助のための拠点作り事業」による、福島県伊達市と新潟県見附市において、平常時はもとより災害時における市民レベルの相互支援の拠点づくり

②経産省「ビジネスマッチング事業」による、会津まちの駅事務局が中心となった会津製品のブランディングと販路開拓

③全国でのまちの駅ネットワーク展開

- ・全国でのまちの駅を視野に入れた事業プランづくり
- ・未設置の都道府県への役所や商工会への案内
- ・まちの駅を活用した災害連携協定



まちの駅連絡協議会 総会資料 ～平成 25 年度年次報告VI～

VI. 平成 25 年度まちの駅連絡協議会 予算案

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

